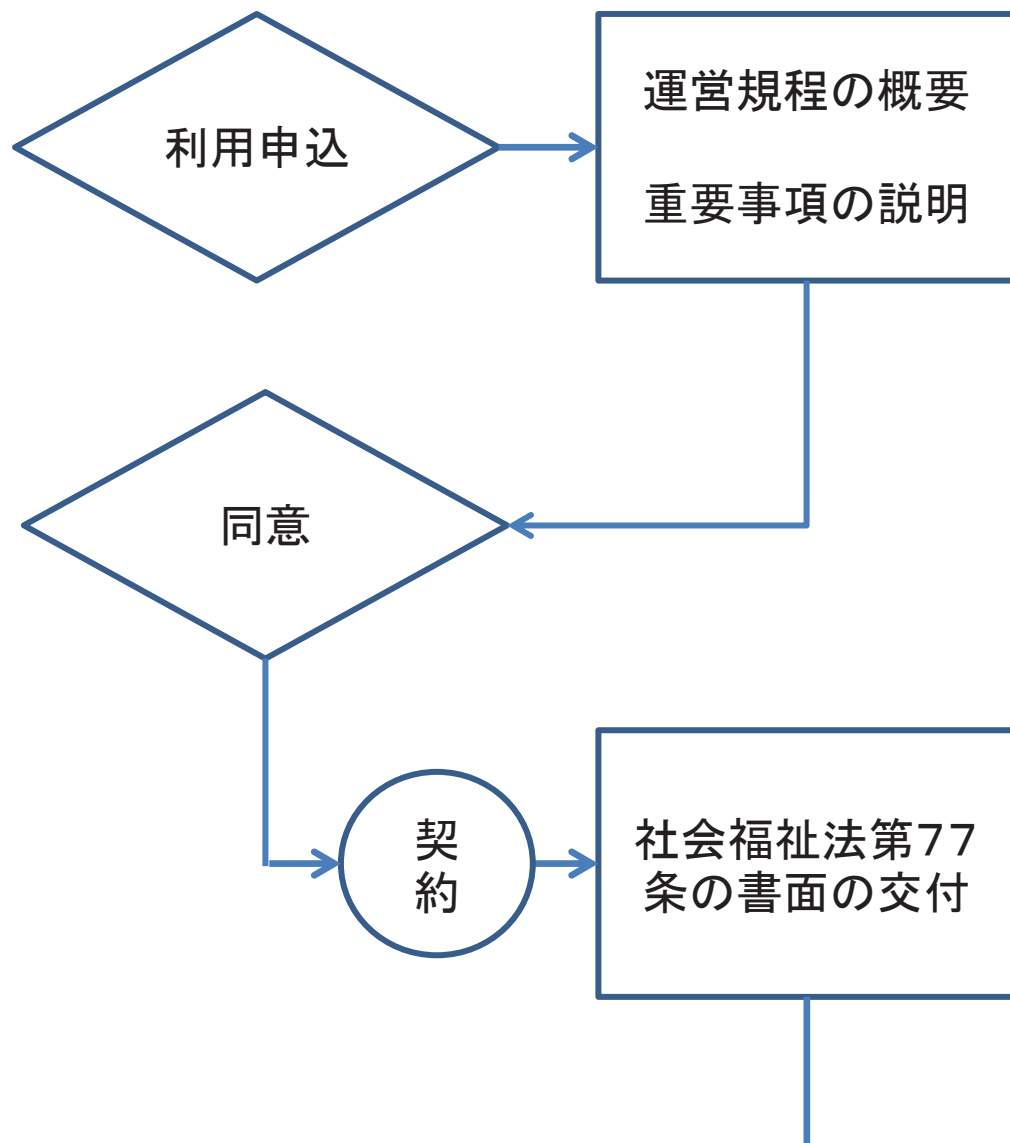


# 利用の流れ(1)

通所給付  
決定保護者

事業者



## <内容及び手続の説明>

- ・障害の特性に応じた適切な配慮(ルビ版、拡大文字版、点字版、テープ版など)を行うこと
- ・運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項の説明
- ・利用申込者が施設を選択するためにわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付すること
- ・双方の保護の立場から書面によって確認すること
- ・利用申込者の同意を得ること

## <記載事項>

- ① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 提供するサービス内容
- ③ 利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ サービス提供開始年月日
- ⑤ 苦情受付窓口

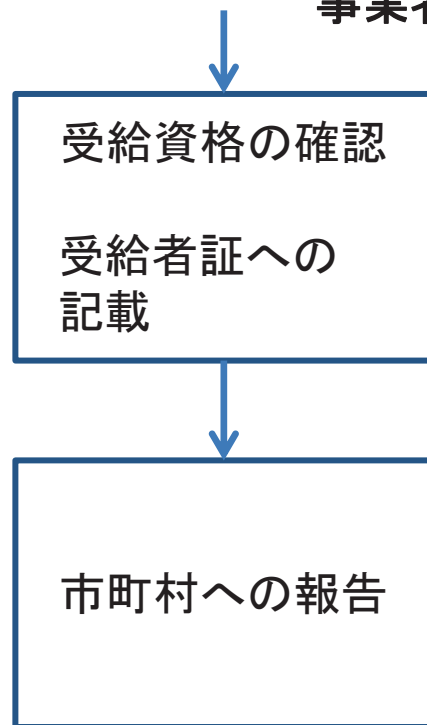
● 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

● 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330 25第12号)

# 利用の流れ(2)

通所給付  
決定保護者

事業者



## <受給者証記載事項>

- ①事業者の名称
- ②事業所の名称
- ③サービス内容
- ④契約支給量
- ⑤契約日、契約終了年月日等

※契約支給量の総量は通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない

## <市町村への報告事項>

- ・通所受給者証記載事項
- ・その他必要な事項

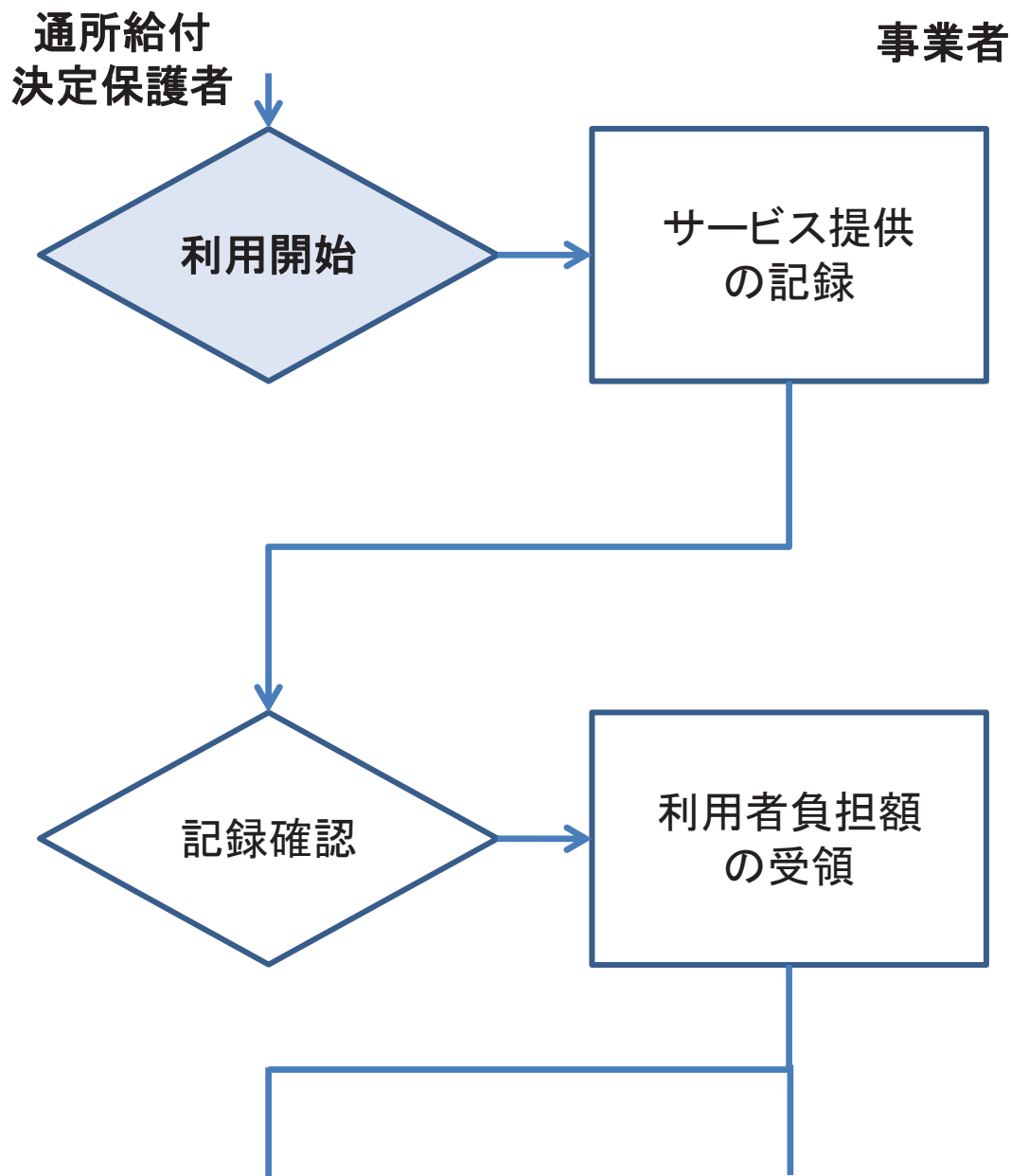
(六)

番号	障害児通所支援事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	支援の内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量による支援提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量		

●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330第12号)

# 利用の流れ(3)



## <サービス提供の記録>

- ・サービスを提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。
- ・提供記録について、指定放課後等デイサービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から通所給付決定保護者から確認を得なければならない。

## <利用者負担額の受領>

- ・サービスを提供した際は利用者負担額の支払いを受けなければならない。
- ・その他、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けることができる。
- ・これらの支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。
- ・あらかじめサービス内容及び費用について、説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

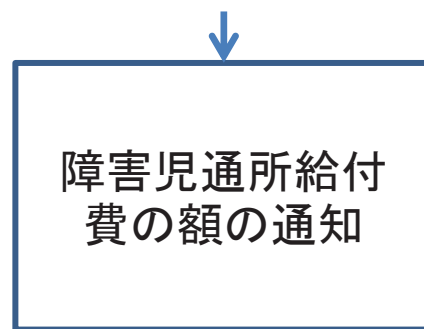
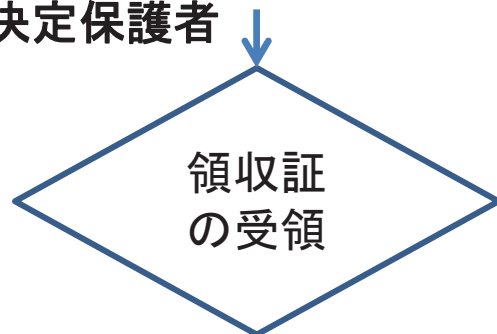
●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発033027第12号)

# 利用の流れ(4)

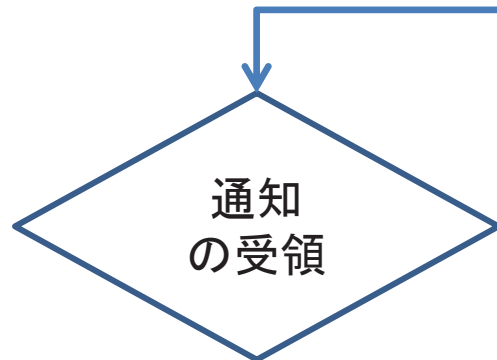
通所給付  
決定保護者

事業者



## <障害児通所給付費の額の通知>

- ・法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の額を通知しなければならない。  
(通所給付決定保護者に対し、書面にて交付する)



## 【法定代理受領を行わない場合】

- ・サービスを提供した際は利用者負担額の支払いを受けなければならない。
- ・利用者負担額のほか、指定通所支援費用基準額の支払を受ける。
- ・日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けるものとする。
- ・支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。
- ・あらかじめサービス内容及び費用について、説明を行い通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
- ・指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならない。

● 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

● 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330 28第12号)